

# 片品小の「いじめ防止基本方針」

片品村立片品小学校

## 1 いじめ防止等のための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、共に認め合い高め合える良好な人間関係を築くとともに、他の児童に対していじめをしたり、いじめを放置したりすることがないように、いじめ防止対策を行う。

### <児童の誓い>

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

### <学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策組織として、いじめ防止推進委員会を設置する。

### (1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年ブロック生徒指導担当、養護教諭

### (2) 活 動

- ①いじめ防止に関する計画を立案する。(別紙のとおり)
- ②いじめ事案に対する対応を協議する。

### (3) 開 催

生徒指導委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 3 いじめ防止等のための基本施策

### (1) 学校におけるいじめの防止

- ①学校の重点目標の一つとして、いじめをしない・見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③いじめ防止に児童が主体的に取り組む人権集会等の活動を積極的に取り入れ、職員はそれを支援する。
- ④異学年集団での活動(団活動)により、児童相互の理解を深める。
- ⑤各委員会の活動の中にいじめ防止に関する取り組みを入れることで、児童が主体的にいじめ防止に取り組めるようにする。
- ⑥いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、人権作文や人権標語等に

よる啓発を積極的に行う。

- ⑦「学校だより」等通して、保護者及び地域住民へいじめ防止について情報提供を行い、連携を深める。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 児童の悩みやクラスの様子を把握したり、自らの生活を振り返ったりする機会として、ニコニコアンケートを実施する。

イ 日常生活における児童との対話を重視し、生徒指導上の課題把握やいじめの早期発見に努める。

ウ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置を行う。

エ いじめの防止等のための対策に関する研修(子どもや保護者への対応、情報モラル等)を計画的に実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・職員による随時相談

(3) その他

① インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル研修会等を行う。

② ソーシャルスキルトレーニングやピアサポートなど、コミュニケーション能力を育てる取組を積極的に実施する。

#### 4 いじめが疑われた場合の措置

(1) いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(3) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し、必要な措置を講ずる。

(4) 月例報告により、村教育委員会に報告する。

#### 5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、村教育委員会に速やかに報告し、当該事案に対処する組織を設置する。

(2) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。